

七ヶ浜町スポーツ振興奨励金交付要項

(目的)

第1条 この要項は、当該年度において優秀な成績を収め全国大会へ出場する町民への奨励金について、適正かつ公平に交付することを目的とする。

(対象者)

第2条 奨励金は、次の各号のいずれかに該当するとき交付する。但し、当該年度における奨励金は1名につき1度限りとする。

- (1) 七ヶ浜町に住所を有し、全国大会に出場する団体に所属している場合。または、個人が出場する場合。
- (2) その他、町長が認めた場合。

(助成金額)

第3条 助成する金額は、次のとおりとする。

- (1) 団体の場合
1名につき 5,000円とし、1団体の上限を 50,000円とする。
- (2) 個人の場合 5,000円

(申請)

第4条 第2条のいずれかに該当する時は、別紙様式により町へ申請する。その際出場する大会等の要項または資料を添付する。

- 2 事実が生じた事後においては、6ヶ月以内に申請をした場合は認める。

(交付)

第5条 申請を受け付けたとき、町長はその内容を審査し、決定をした場合は速やかに申請者に交付する。

(返還)

第6条 申請に虚偽があった場合は、全額町に返還するものとする。

附則 この要綱は、平成15年4月1日より施行する。

附則 この要綱は、平成17年5月26日より施行する。

附則 この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

附則 この要綱は、平成21年6月25日より施行する。

附則 この要綱は、令和2年6月4日より施行する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日より施行する。